

「原子力防災広報強化事業」業務委託の質問事項への回答

No.	質 問	回 答
1	<p>■テレビCM用動画及びSNS広告等で活用するショート動画の[動画時間]について →「各2分程度」とのことですが、テレビCMは15秒が一般的で、ショート動画についても少し長いようなイメージを持ったのですが、「どのような場面での広報をそれぞれイメージして、この動画時間に設定されたのか理由を教えてください。」</p>	<p>テレビCMについては、御指摘のとおり15秒程度の短尺での放映を基本に想定しています。一方で、周知用動画については、県ホームページ、SNS広告、防災啓発イベント、講習会等での活用も想定しているため、必要な情報を一定程度盛り込む観点から「各2分程度」としています。なお、実際の広報展開では、媒体特性に応じて15秒、30秒等の短尺版に編集して活用することも想定しており、具体的には事業者の提案も踏まえ協議します。</p>
2	<p>■SNS広告について →SNS広告を行う際にアカウントが必要になるのですが、今お持ちのSNSアカウントで広告に使用してもいいSNSについて教えていただきたいです。</p>	<p>SNS広告の実施に当たっては、原則として、受託者において広告配信用アカウント等を準備いただき、県と協議の上、実施していただくことを想定しています。</p>
3	<p>■6月5日（金）が期限とされている参加希望の[提出方法]について →自由様式とのことですので、メールの場合には、本文に「原子力防災広報強化事業業務委託 企画提案競技に参加します」という旨の内容を送信するだけで、『参加の申し出』となり、この時点で提出する様式などは特にないという認識で良いのでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
4	<p>■「原子力防災のしおり」（一般向け、小学生向け）の見本品について →[具体的なイメージが分かる見本品を提出]とのことですが、見本品とは、デザインや記載内容を確認するもので、コピー用紙での出力で良いのでしょうか。</p>	<p>見本品については、提案内容の具体的なイメージ、デザイン、構成、記載内容、図表表現等を確認するために提出をお願いするものです。そのため、印刷物として完成した品質までは求めませんが、審査員が内容を確認できるよう、カラーで出力したものを提出してください。コピー用紙への出力で差し支えありませんが、実際の仕上がりイメージが分かるよう、A4判、カラー、レイアウトや図表等が確認できる状態で提出をお願いします。</p>
5	<p>■[お渡しする資料]について →参加の申し出をした場合にいただける資料があるということでしょうか。</p>	<p>参加の申出をいただいた事業者のうち、現行の日本語版「原子力防災のしおり」（一般向け・小学生向け）をお持ちでない場合は、当該資料をお渡しする予定です。また、必要に応じて、県が保有する既存資料や参考資料を提供する場合があります。</p>
6	<p>■[プレゼンテーション]について →参加できる人数が決まっていたら教えてください。</p>	<p>プレゼンテーションに参加できる人数については、会場の都合等も踏まえ、1提案者あたり4名程度までを目安としてください。なお、当日は、本業務の実施体制を担う方を中心に御参加ください。プレゼンテーションの具体的な時間、参加人数、実施方法等の詳細については、参加者に別途通知します。</p>
7	<p>■日本語版(小学生向け)の[配布先]について →(1)の一般向けの配布先には「96原子力安全対策課」が含まれていますが、(2)の小学生向けの配布先には県(原子力安全対策課)は含まれておりませんので、小学生向けについては、県への納品は不要なのでしょうか。それとも受託決定後に部数を調整した上で11,200部の中から納品することになるのでしょうか。</p>	<p>小学生向けについても、県において確認用・予備用等として一定部数を保有する必要があるため、県への納品は必要です。ただし、具体的な納入場所及び納入部数については、今後、関係市町等への確認を踏まえ、最終的に決定します。</p>
8	<p>・「原子力防災のしおり」の改定にあたっては、既存のしおりの編集可能なデータ(拡張子: AIデータ)を御支給いただけると考えて問題ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
9	<p>・動画版「原子力防災のしおり」作成にあたり御支給いただける「原子力防災のしおり」のリーフレットのAIデータを活用させていただいても問題ないでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>